第1章総則

1-1 適用

- 1. 設計業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、沖縄県農林水産部所管の農業農村整備事業、海岸保全施設整備事業及び地すべり対策事業(以下「農業農村整備事業等」という。)に係る設計業務及びこれに類する業務(以下「設計業務等」という。)を実施する場合、土木設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと 図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は調査職員に確認して指示を受けなけれ ばならない。
- 4. この共通仕様書で規定する設計業務等は新たに設ける各種施設物を対象とするが、共 用後における改築または修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するもの とする。
- 4. 本業務において使用する計量単位については、国際単位系(SI)によるものとする。

1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1)「発注者」とは、沖縄県財務規則第2条第7号の規定に基づく契約担当者をいう。
- (2)「受注者」とは、設計業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社 その他の法人をいう。
- (3)「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に 対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者で ある。
- (4)「検査職員」とは、設計業務の完了の検査にあたって、契約書第 31 条第 2 項の規定 に基づき検査を行う者をいう。
- (5)「管理技術者」とは、設計業務の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約 書第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- (6)「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行うもので、契約書第11 条第1項の規定に基づき、受注者が定めたものをいう。
- (7)「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- (8)「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (9)「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約約款の策定について(平成23年4月1日

付農企第317号)」の別添「土木設計業務等委託契約書」をいう。

- (10)「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をい う。
- (11)「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- (12)「共通仕様書」とは、設計業務等に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
- (13)「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (14)「現場説明書」とは、設計業務の入札に参加する者に対して発注者が当該設計業務の 契約条件を説明するための書類をいう。
- (15)「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が 回答する書面をいう。
- (16)「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (17)「指示」とは、調査職員が受注者に対し設計業務の遂行上必要な事項について書面を もって示し実施させることをいう。
- (18)「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (19)「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、あるいは受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- (20)「報告」とは、受注者が調査職員に対し設計業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21)「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (22)「承諾」とは、受注者が調査職員に対し書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項 について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (24)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (25)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (26)「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務に係わる書面又はその他の資料を 説明し差し出すことをいう。
- (27)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- (28)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図

書、図面及び関連する資料をいう。

- (29)「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務の完了を確認することをいう。
- (30)「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (31)「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (32)「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行にあたって再契約に付する者をいう。
- (33)「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (34)「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (35)「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け 取り、内容を把握することをいう。

1-3 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に設計業務に着 手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務の実施のた め調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1-4 設計図書の支給及び点検

- 1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の 原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販 されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

1-5 調査職員

- 1. 発注者は、設計業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 4. 調査職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

1-6 管理技術者

1. 受注者は、設計業務における管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。

- 2. 管理技術者は、契約図書等に基づき設計業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)または業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士(地理情報システムに関する業務に限る)、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野](農業水利施設補修工事(コンクリート構造物)の設計業務に限る)のいずれかの資格を有するもの、または、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校生28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
- 4. 管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、 受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告し ない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使で きないとされた権限を除く)を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に 対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、 相互に協力し業務を実施しなければならない。
- 6. 管理技術者は、1-7 照査技術者及び照査の実施第4項に規定する照査結果の確認を 行わなければならない。
- 7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、 介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、 受注者は発注者の承諾を得なければならない。

1-7 照査技術者及び照査の実施

- 1. 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 2. 照査技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る)または、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校生28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
- 3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

- 4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の 確認を行うとともに、成果の内容については受注者の責において照査技術者自身による 照査を行わなければならない。
- 5. 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。
- 6. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、 介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、 受注者は発注者の承諾を得なければならない。

1-8 担当技術者

- 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものは除く)
- 2. 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

1-9 提出書類

- 1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。) に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求 に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1-10 打合せ等

- 1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。
- 3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査 職員と協議するものとする。

1-11 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

- 2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
- (1)業務概要 (2)実施方針
- (3)業務工程 (4)業務組織計画
- (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む) (10) その他
 - なお、(2) 実施方針又は(10) その他には、1-31 安全等の確保、1-35 個人情報の取り扱い及び1-36 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。
- 3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その 都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4. 受注者は、調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を指示しなければならない。

1-12 業務実績データの作成及び登録

受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約担当者の確認を受けた後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、業務完了時は完了後 10 日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、調査職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。
- (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出する。
- (2)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10日以内に登録通知を調査職員に提出する。
- (3)業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものと する。

1-13 資料等の貸与及び返却

- 1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
- 2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。
- 3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。

万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

1-14 関係官公庁への手続き等

- 1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、設計業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

1-15 地元関係者との交渉等

- 1. 契約書第12条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行う ものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。こ れらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4. 受注者は、設計業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。

1-16 土地への立入り等

- 1. 受注者は、屋外で行う設計業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2. 受注者は、設計業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて当該土地所有者または占有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員

の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

- 3. 受注者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。
- 4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、業務終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

1-17 成果物の提出

- 1. 受注者は、設計業務が完了したときは、設計図書に示す成果物(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。)を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- 3. 受注者は、「設計業務等の電子納品要領(案)」、「電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】を参考として、作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。また当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)」(http://www.maff.go.jp/j/nousin_youryou/index.html)によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。

1-18 関係法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1-19 検査

- 1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
- 2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 設計業務成果物の検査
- (2) 設計業務管理状況の検査

設計業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン(案)」を参 考にするものとする。

1-20 修補

- 1. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができる。
- 2. 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。
- 3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

1-21 条件変更等

- 1. 契約書第 18 条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、 契約書第 29 条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注 者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計 図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。

1-22 契約変更

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等契約の変更を行うものとする。
- (1)業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務履行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第22条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
- (2) 設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

1-23 履行期間の変更

- 1. 発注者は、受注者に対して設計業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中 止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でな いと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものと する。
- 3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、 履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を 発注者に提出しなければならない。
- 4.契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。
- 1-24 一時中止

- 1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は受注者に書面をもって通知し必要と認める期間、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等という。」)による設計業務の中断については、1-32 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。
- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため設計業務等の続行を不適当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により設計業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要がある と認めた場合
- (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務の現場の保全については調査職員の指示に従わなければならない。
- 1-25 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした 損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-26 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害について、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第40条の規定するかし責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

1-27 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合
- 2. 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない

1-28 再委託

- 1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2)解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、模型制作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成業務などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3. 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4. 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
- 5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、沖縄県農林水産部の指名停止期間中に再委託してはならない。

1-29 成果物の使用等

- 1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。
- 2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用 に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める 場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

1-30 守秘業務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第1-29条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。

1-31 安全等の確保

- 1. 受注者は、屋外で行う設計業務に際しては、設計業務関係者だけでなく、付近住民、 通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため次の各号に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
- 2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り設計業務実施

中の安全を確保しなければならない。

- 3. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施に当たり事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り指導、監督に努めなければならない。
- 4. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる 事項を厳守しなければならない。
- (1)屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守すると ともに関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 7. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施にあたっては豪雨、出水、地震、落雷等の自然 災害に対して常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければな らない。また災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければなら ない。
- 8. 受注者は、屋外で行う設計業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1-32 臨機の措置

- 1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。
- 2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は履行期間の遵守に関して、業務管理上 重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機 の措置をとることを請求することができるものとする。

1-33 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

1-34 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
- 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官

公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に 提出しなければならない。

1-35個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらか じめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達 成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理する ために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しては ならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理する ための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再 委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合において は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注 者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が 収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除 後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄 又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

- (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1 回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1 回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど 管理体制を定め、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-36 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、 第1-11 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、 嘱託及 び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」と いう。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

- (2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託 先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。 (契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。) については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。
- (2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- (2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確 認を行う場合がある。

1-37 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年 法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年 法律第 115 号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする これらの保険に加入しなければならない。

第2章 設計業務等一般

2-1 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に 基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なけれ ばならない。

2-2 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を 把握するものとする。

2-3 設計業務等の種類

- 1. 設計業務等とは、1-13 貸与資料及び2-1技術基準等及び設計図書を用いて、構想 設計、基本設計、実施設計あるいは補足設計を行うことをいう。
- 2. 構想設計とは、地形図、地質資料、現地調査結果、設計事例、経験等に基づき概略設計によるタイプの検討、標準図の作成、概略数量計算、概算工事費の算定等を行うもので、あわせて今後の調査設計の指針を確立するために行う設計をいう。
- 3. 基本設計とは、調査、試験等基礎資料が概略整備された段階において、標準断面による構造計算、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、数量計算、概算工事費の算定等、 予備的な設計を行うもので、あわせて実施設計の設計方針を確立するための設計をいう。
- 4. 実施設計とは、調査、試験等基礎資料が整備された段階において、詳細な構造計算・ 水理計算に基づく、平面図、縦横断面図、構造物等の詳細図、数量計算、施工計画、概 算工事費の算定等詳細な設計を行うもので、工事実施に必要な設計をいう。
- 5. 補足設計とは、追加調査結果等により、工事実施のための細部設計を行い、実施設計 を補足するために行う設計をいう。

2-4 設計業務の条件

- 1. 受注者は、業務の着手に当たり、1-13 貸与資料、2-1技術基準等及び設計図書を 基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、これ らの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の 指示又は承諾を受けなければならない。
- 2. 受注者は、現地調査あるいは資料収集を実施する場合には、1-13 貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得なければならない。
- 3. 受注者は、前 2 項において、1-13 貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議しなければならない。
- 4. 受注者は、設計図書及び2-1技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合

には、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得なければならない。

- 5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承 諾を得なければならない。
- 6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品又はこれと同等品以上とするものとする。
- 7. 発注者は、設計において、農林水産省土地改良事業標準設計図面集に集録されている 構造物を採用する場合には、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者は、これを遵守しなければならない。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量を 基として行うものとする。
- 8. 受注者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算 過程を明記しなければならない。
- 9. 受注者は、設計に当たって、建設副産物の発生、抑制、経済性等を考慮した再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。
- 11. 受注者は、電子計算機によって設計計算を行う場合には、プログラムと使用機種について事前に調査職員の承諾を得なければならない。
- 12. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
- 13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。
 - 農業農村整備民間技術情報データへース(NNTD) については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
 - 新技術情報システム(NETIS)は
 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。

2-5 設計業務の成果

受注者は、成果の内容について、次の各号により取りまとめなければならない。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、検討内容、施工性、 経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、特記仕様書に示す方法により工種別、区間別に取りまとめるものとする。ただし、構想設計及び基本設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費の算定に用いる単価は、調査職員の指示によるものとする。

(6) 施工計画書

- 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するのとする。
- (イ) 計画工程表(ロ) 使用機械(ハ) 施工方法
- (二) 施工管理(ホ) 仮設計画(へ) 特記事項その他
- 2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真とともにその結果 を取りまとめなければならない。

諸基準及び参考図書一覧表 (参考)

名称	発行所名	備考
土地改良事業計画設計基準	農業農村工学会	
土地改良事業計画指針	農業農村工学会	
土地改良事業標準設計	農業農村整備情報総合センター	
コンクリート標準示方書	土木学会	
道路構造令の解説と運用	日本道路協会	
改定 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	
解説 電気設備の技術基準	経済産業省資源エネルギー庁	
ダム設計基準	日本大ダム会議	
舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	
舗装設計施工指針	日本道路協会	
舗装施工便覧	日本道路協会	
道路橋示方書・同解説	日本道路協会	
防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	
トンネル標準示方書・同解説	土木学会	
水門鉄管技術基準	水門鉄管協会	
鋼構造物計画設計技術指針	農業土木事業協会	
電気設備計画設計技術指針	農業土木機械化協会	
水管理制御方式技術指針	農業土木機械化協会	
土木製図基準	土木学会	
土地改良工事数量算出要領	農林水産省	
設計業務等の電子納品要領 (案)	農林水産省	
電子納品運用ガイドライン (案)	農林水産省	
農業農村整備事業の設計・積算要領	沖縄県農林水産部	

参考 設計業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表

		- PA	当該文書					調査職員への提出	受注者 保管	その他調査職	備考
	提出資料	共通仕様書	契約約款	様式 有無	調査職員への提出	員へ提 出するが 無し					
①着手時 訓	凋査職員通知書	設仕1-5	第9条	有				0			
	業務工程表	=m/1.4 44	Mr o A	有	0	0					
業	業務計画書	設仕1-11	第3条	有	0	0					
管	管理技術者等通知書	設仕1-6, 1-8	第10条	有	0	0			経歴書を添付して提出する。		
財	照査技術者通知書	設仕1-7	第11条	有	0	0					
②随時 貞	身分証明書交付願	設仕1-16	_		0	0					
l	履行報告書	設仕1-33	第15条	有	0	0			実施報告書を添付して提出する。		
I <u> </u>	業務一部再委託承諾願		711	有	0	0			Z		
1 <u>F</u>	業務一部再委託承諾書	設仕1-28	第7条	有				0			
l 🗀	業務一部再委託通知書		37170	有	0	0					
是	是正等の措置請求について (発注者が是正を請求する場	_	第14条第1項	有))		0			
	是正等の措置請求について (受注者が是正を請求する場 合)	-	第14条第3項	有	0	0					
	是正等の措置結果について	-	第14条	有							
l 🗀	業務条件確認請求書 業務条件調査結果通知書	設仕1-21	第18条	有有	0	0		0			
	業務の(全部・一部)一時中 上について	設仕1-24	第20条	有				0			
TI.	業務の(全部・一部)一時中 上の(全部・一部)再開につ いて			有				0			
	履行期間変更請求書(受注者 が請求する場合)	設仕1-23	第22条第1項	有	0	0			延長理由、延長日数の算定根拠、変 更工程表等を派付して提出する。		
	履行期間変更請求書(発注者 が請求する場合)	, p. ()	第23条第1項または第2項	有				0	発注者の請求により、履行期間を短縮した場合、受注者は業務工程表を 修正し提出すること。		
扬	協議開始日の通知について	設仕1-23	第24条第2項 第25条第2項 第30条第2項	有				0			
斷	臨機の措置実施通知書	設仕1-32	第26条	有	0	0					
爲	塩機の措置実施請求書			有				0			
	K災その他不可抗力による損 手通知書		第29条	有	0	0					
	天災その他不可抗力による損 害確認通知書	設仕1-21		有				0			
	天災その他不可抗力による損 害額請求書			有	0	0					
部	役計図書の変更について	設仕1-21 設仕1-22	第30条	有				0			
	成果物の(全部・一部)使用 承諾書	設仕1-27	第33条	有	0	0					
業	業務履行部分確認請求書	_	第36条の2	有	0	0					
	業務(指定・引渡)部分完了 通知	設仕1-17	第37条	有	0	0					
角	解除通知書	_	第42, 43, 44条	有							
	打合せ記録簿(指示・請求・ 通知・報告)	設仕1-10	第2条	有	0	0					
事	事故速報	- 11 01			0	0					
事	事故報告書	設仕1-31	_		0	0					
(A	木日・夜間作業届	設仕1-34	-		0	0					
業	業務完了通知書	設仕1-19	第31条	有	0	0					
電	電子納品成果品	設仕1-17	_		0	0					
値	多補完了報告書	設仕1-20	第31条	有	0	0					

※様式は、沖縄県農林水産部委託業務関係様式集を参照すること

設計業務共通仕様書【農業農村整備編】

2017年4月

編集 沖縄県農林水産部村づくり計画課技術管理班

ホームページ http://www.pref.okinawa.jp/nouson/index.html

電話 098-866-2263

FAX 098-869-0557